

第 75 回日本下水道事業団入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 4 年 7 月 29 日（金） 日本下水道事業団会議室		
出席委員	山本 泉（委員長・元会計検査院第 2 局長） 佐藤 弘泰（東京大学教授） 柳原 豊（早稲田大学教授） 杉浦 正敏（弁護士） 成田 大樹（東京大学教授）		
審議対象期間	令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日		
総抽出件数	12 件	（備考） 審議に先立ち、入札契約制度の概要、発注工事等の概況、入札契約手続きの運用状況等について、報告を行った。質問・回答は下記のとおり。	
工 事	一般競争（大規模）		1 件【事案 1】
	一般競争（大規模以外）		6 件【事案 2～7】
	随意契約		2 件【事案 8～9】
建設コンサルタント業務等	2 件【事案 10～11】		
物品・役務	1 件【事案 12】		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意 見・質 問	回 答	
	下記のとおり	下記のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特に具申する意見や勧告はない。		
質 問		回 答	
【資料 1-5：第 74 回入札監視委員会で指摘のあった報告事項】			
① 低入札価格の際に求める資料の量が多く、また、それらの資料を 7 日間で提出させるということが辞退の要因となっているのではないかと。	①	実際に提出できている業者がある中では、求める資料の量が多いとか、期間が短いということはないと考えている。 ただし、調査基準価格を下回った場合は、施工体制確認に係る評価値が満点とならないことから、この点で諦める業者があると思料する。	
② ある程度技術力のあると思われる業者でさえ、入札基準価格を下回った際に JS から求められる資料作成の段階で辞退されることが散見される。 求める資料の量を簡略化するなどの検討の余地はないのか。	②	価格が安いことには一定の意義はあるが、他方、低い金額での落札となると下請け業者へ不当に安い価格で施工させるなど社会問題化している側面もある。また、安全面も担保されず非常に危険な状態で工事が施工されるといった問題も想定される。したがって、求める資料の量は簡略化せず、現在の調査の内容を継続する必要があると考えている。	
③ これらの資料の提出方法は電子化されているのか。	③	紙での提出のほか、メールでの提出や電子入札システムを利用して提出ができる。	
【事案 1：戸田市雨水貯留管建設工事】			
※資料に沿って説明後、本事案に対する「入札談合があるかのような差出人不明の意見書」について JS 公正入札調査委員会を開催し所要の対応をしたことについて説明。			
① 今般の意見書は所謂、官製談合的な要素としての意見書として捉えているのか。	①	意見書の送付を受けて、談合情報対応マニュアルに基づいて対応した。	
② 入札調書において、調査基準価格を下回るところで入札した他の大手 5 者は施工体制確認追加資料の提出を辞退したようだが、この側面を見ると、業者間の談合とも見受けられると思うが。	②	調査基準価格を下回った際には施工体制の確認のため追加資料を求めることとしているが、その際、本事案に限ったことではなく、当該追加資料の提出を辞退する業者もよくあることであり、本件についても同様であるとの理解から、業者間の談合であったとは疑っ	

<p>③ 公正入札調査委員会では具体的にどのような調査等を行ったのか。</p> <p>④ 調査基準価格は一定の工事の条件が示されれば、ある程度予測ができるようなものなのか。</p> <p>⑤ 公正入札調査委員会は年に何回開催されるようなものなのか。</p> <p>⑥ 公正入札調査委員会の構成員が JS 内部の職員だけで良いのか。</p> <p>⑦ 大学でもこのようなことが起きた場合は学内だけの職員等で構成した委員会では処理するということはあるか。やはり、内部だけではなく外部の有識者を入れた委員会にするべきではないか。</p> <p>⑧ 談合の観点と不法行為の観点の2点が混在しているようだが、本日の補足資料ではそれらの整理がなされていない。記録として残すためにも何について疑われ、何について調査が行われたのかきちんとまとめておく必要がある。</p> <p>⑨ 事後に本委員会で審議するというのであれば、公正入札調査委員会の審議内容や調査した結果、また、一般的な意見書など、審議できる必要な資料は提出していただきたい。</p>	<p>ていない。</p> <p>③ 意見書の内容の信憑性について確認し、また、公正入札調査委員会委員長、副委員長、東日本設計センター次長の3名で意見書の記述について職員及び業者に対してヒアリングを行ったが、記述のような事実は認められなかった。</p> <p>④ 公表されている入札説明書等である程度予測できる。</p> <p>⑤ 開催すべき事案が出てきた場合に行うもので、定期的には開催されるものではない。</p> <p>⑥ 談合情報対応マニュアルや公正入札調査委員会の設置における規程類の整備時の思想について推測も入ってしまうが、余計な情報が漏洩しないよう、また、不当な圧力がかからないように、まずは当該事案にかかる関係者で構成する委員会では処理することとし、事後に入札監視委員会で適切にご審議をいただくことで公正性を担保させていただきたいと考えている。</p> <p>⑦ 透明性、公正性を確保するうえでは委員ご指摘のとおり、外部の有識者のチェックが重要であると考えている。現行では入札監視委員会でご審議いただくことでこれを担保しているが、国など他の公共事業発注者の対応方法を見倣いながら、見直すべき点があれば見直していきたい。</p> <p>⑧ 意見書記述から、談合情報対応マニュアルに基づいて対応したものであるが、委員ご指摘の点について今後は対応させていただく。</p> <p>⑨ 今回は簡潔な説明を図るため、ある程度まとめた資料でご報告させていただいた。今後、同様の事案が出てきたら、実際の意見書や調査した調査票などを見てもらいながら、談合情報に対して適切な対応がとられたかについて十分にご審議いただけるよう、必要な資料を提出することとしたい。</p>
<p>【事案2：立川市錦町下水処理場下水送水施設流入渠建設工事】</p> <p>① 1者応札となっているが、当該工事は特殊なのか。</p> <p>② 1者応札なら他者との比較がないわけだから、加算点内訳表を作成する意味はないのではないか。</p> <p>③ 評価値の満点は何点なのか。また、評価値の下限のベースはあるのか。</p>	<p>① 特殊な工事ではない。</p> <p>② 事業団のルール上、1者であっても作成することとしている。</p> <p>③ 評価値は価格点と加算点の合計で、そのうち加算点の満点は54点、価格点の満点は計算上100点となる。ただし、価格点の満点は価格が0円の場合であるので</p>

	<p>現実的には100点とはならず、調査基準価格における価格点、9～10点付近が実質的には満点となる場合が多い。</p> <p>なお、今般のケースは1者応札であったため下限のベースはない。</p>
<p>【事案3：高石市羽衣ポンプ場建設工事その8】</p> <p>① 各業者とも予定価格、または調査基準価格よりかなり安い金額で入札をしているようだが、これは、そもそも価格設定に問題はないのか。</p>	<p>① 今般の工事は改修工事であり、それほど規模が大きいものでもなく地元企業が入札に参加している。それらを踏まえて一般論で申し上げると、各業者による材料の調達や人の手配はそれぞれの業者によって異なるもので予定価格算定に問題があったとは考えていない。</p>
<p>【事案4：札幌市西部スラッジセンター 脱臭機械設備工事】</p> <p>① それほど難しい工事とは思えないのに、本件は入札参加業者が1者となっている。要因はどこにあると考えているか。</p> <p>② 特殊な技術を必要とする工事であるにもかかわらず、予定価格、調査基準価格よりも低い額で入札している。もちろん、低い額での入札はありがたいことだが、今後、予定価格の算出方法を見直していくことはあるのか。</p> <p>③ 加算点の満点が47.5点に対して、本件落札業者の加算点は17点となっている。とりわけ、品質確保の実効性、施工体制の確保の確実性のところで低くなっているが、当該点数で問題ないのか。</p>	<p>① 今般の脱臭は高濃度臭気に対応するため通常の活性炭を利用した脱臭方法とは異なり生物脱臭という手法を取っている。</p> <p>生物脱臭では微生物を利用することになるのだが、この微生物を育成するノウハウが必要なうえ、現地の状況がよくわかっていないと対応がしにくい。</p> <p>そのため活性炭の装置を単純に置くだけの工事と違い、現地の運転情報やノウハウを持っていない業者は参加しづらかったのではないかと思料する。</p> <p>② 同様の発注案件で、今後、予定価格と乖離する状況が続くようであれば、予定価格の見直しを検討することはあり得る。</p> <p>③ 品質確保の実効性、施工体制の確保の確実性は満点がそれぞれ15点で、内訳は十分満足の場合で15点、概ね満足で5点となっており、その差が10点ある。そういったことから47.5点の満点に比べれば低い点数ではあるが、調査の結果、問題はないと判断した。</p>
<p>【事案5：山鹿市宗方ポンプ場ポンプ設備工事】</p> <p>特になし</p>	
<p>【事案6：秦野市浄水管理センター電気設備工事 その12】</p> <p>特になし</p>	
<p>【事案7：嘉島町嘉島浄化センター電気設備工事その4】</p> <p>① 自己評価方式の場合は業者自らが評価をした後、J S</p>	<p>① そのとおり。</p>

<p>内で審査し修正等するという理解でよいか。 また、本事案ではJ Sで修正した項目はあったのか。</p> <p>② 本事案は困難な工事内容とは思えないが、1 者しか入札していない。その要因はどこにあると考えられるか。</p>	<p>なお、本件についてはJ Sで修正した項目はない。</p> <p>② 本事案は既に稼働している処理場の電気設備を更新するというものであり、そうなると、現状の中身をよく知っている業者が強くなることから、他者は入りにくいのではないかと思料する。</p>
<p>【事案 8：つくば市下横場ポンプ場建設工事】</p> <p>① 当初公告が令和 2 年 12 月 14 日であるが、工期は令和 3 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 17 日となっている。工事開始までは余裕があるように見えるため、一回の不調をもって随意契約方式に移行するとした判断は早計だったのではないか。</p>	<p>① 団体（つくば市）における予算執行の観点等の理由から早期に契約することとしたと推測されるが、本事案については、次回までに随意契約とした背景を時系列的に整理し、また、随意契約の適用条文をお示ししながら随意契約理由をきちんと説明させていただきたい。</p>
<p>【事案 9：丸亀市浄化センターポンプ設備工事】</p> <p>① 本事案は 7 月の公告ということであるが、契約全体の平準化についてどのように考えているか。</p> <p>② 随意契約理由書に適用条文が記載されているが、当該条文の資料がない。今後は入札監視委員会資料として適用条文の分かる資料を添付してほしい。</p>	<p>① 団体（地方公共団体）においては年度当初に予算が配分され、それから J S と団体とで協議をし、協定を結ぶ。その後に J S が発注の手続きを実施することになるため、年度当初から動くことは困難で、早い工事でも 6 月頃になる。平準化できれば良いのだが、どうしても 7 月、8 月頃に手続きが集中してしまう。</p> <p>② 承知した。</p>
<p>【事案 10：令和 3 年度魚津市浄化センター 実施設計業務委託】</p> <p>① 3 名で評価しているようだが、当該評価が極端に割れた場合などはどのように対応しているのか。</p>	<p>① 評価が極端に割れるといったことはあまりないが、割れた場合は、各評価者に誤解等がないか確認のうえ問題がなければ、その評価を変えるようなことはせず、3 名の評価の平均値を出しているところである。</p>
<p>【事案 11：令和 3 年度松茂町公共下水道広島ポンプ場再構築基本設計（耐震・耐津波実施計画）業務委託】</p> <p>① 評価項目 4 のところで 11 対 2 という差が出ているが、この評価項目や配点等について、J S が設置している総合評価制度等検討委員会で決められているのか。</p>	<p>① 委員会でご議論いただき、ご意見を踏まえて最終的に J S で決定している。</p>
<p>【事案 12：令和 3 年度 PURE システム改良 （WAVE1 プログラム移行・ホーム画面開発・WAVE2 画面設計）業務】</p> <p>① いつ頃から使われているシステムで、また、これまでの改良の流れ・経緯などの情報が分かれば意見もしやすくなるのだが。</p>	<p>① 20 年程度前から使用しているシステムで、下水道施設建設の実実施設計から工事並びに技術援助業務までを対象としたプロジェクト管理システムである。また、事務費などの算出にも利用しているが、そのような算</p>

<p>② かなり多くの端末からこのシステムにアクセスしているのか。</p> <p>③ ある程度具体的な端末数だったり使用している規模が分かれば、今回の契約金額が領けるものになるのだが。</p> <p>④ JSは下水道分野における技術集団であることから、工事などはこれまでの経験なども踏まえて予定価格の積算はできるのだろうと考えるが、こういったシステム開発の予定価格の積算というのはどのように行っているのか。</p> <p>⑤ 業者からの見積もりを参考にするとのことだが、その場合、JSの予定価格は業者の言い値のようなことにはならないのか。</p>	<p>出基準に変更がある度に改修を行ってきたところであり、JS内では使い慣れているシステムとなっている。今般、JS内で新たなシステムを開発するか、既存のシステムを改良するかを検討した結果、令和3年度からシステム改良の方針で本業務に着手したところである。</p> <p>② そのとおり。</p> <p>③ 各総合事務所や設計センターなどの職員100名以上の職員が利用している。</p> <p>④ 複数の業者に声をかけて参考となる見積りを提出していただき、JSの中で当該見積りを参考に積算している。</p> <p>⑤ システム関係は専門性が非常に高いものであるため、価格の妥当性やその内容について十分吟味する必要があることから、第三者（ガートナー・ジャパン株式会社）から、例えば他社との比較など相場観について意見をいただく仕組みを取っている。</p>
<p>【その他横断的な意見・質問】</p> <p>① 施工体制に関する評価項目の評価点の配点が0点、5点15点となっている。5点と15点の配点の間に10点を設けるなど配点にバランスを設けてはどうか。</p>	<p>① 施工体制評価については国交省から考え方が示されており、それに準じて実施しているところである。また、JS内において総合評価制度等検討委員会を設置し大学の先生や弁護士の方など外部の有識者の委員にご意見をいただき項目等を設定しているところである。ただ、今般のご意見を踏まえ、一度当該委員会で審議していただきつつ、国交省とも協議を重ね、総合評価全体について見直すべき点は見直していきたい。</p>
<p>【講評】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案1のような同種の案件が出てきた場合、意見書（固有名詞は黒塗りで可）や公正入札委員会の議事録等の必要な資料を入札監視委員会資料として提出する等ルールの整備をしていただきたい。 ・ 事案8については、次回までに整理し説明をしていただきたい。 ・ 施工体制評価の項目や配点について総合評価制度等検討委員会で審議をお願いしたい。 	